

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山鹿市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく暮らすことができるよう支援することにより「市民一人一人の個性が輝くまち」を目指すためのパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をする者のいずれか一方又は双方が本市に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に本市に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び宣誓者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 宣誓をする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。
- (5) ファミリーシップにあることの宣誓をする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をする者は、山鹿市職員（以下「職員」という。）の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップにあることの宣誓をするときは、当該子が職員の面前において宣誓書に署名するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓をしようとする日（以下「宣誓予定日」という。）以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類（宣誓予定日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓予定日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることの宣誓をする者にあっては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるとき又は15歳以上の未成年の子が署名することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、宣誓に当たっては、次の各号に掲げるいずれかのものの提示によって、本人確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(通称の使用)

第5条 宣誓をする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（以下「受領カード」という。）において、通称を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、受領証及び受領カードに宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第2号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証又は受領カードの再交付を受ける

ことができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者に係る本人確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領カードを再交付するものとする。

(宣誓内容等の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書(様式第3号。以下「変更届兼再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) ファミリーシップが解消されたとき。

(2) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類

(2) 前項第2号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

3 市長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証及び受領カードを再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者のいずれかが死亡した場合

(3) 双方ともに本市から転出した場合(第12条に定める場合を除く。)

(4) 第3条第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合

(子の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日の翌日以後に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第5号。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された子に係る受領証及び受領カードから当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者に係る本人確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該記載された子の氏名を削除した受領証及び受領カードを交付するものとする。

(宣誓の無効)

第11条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

(1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条第2号から第4号までの規定に反する事由が発生した時点に遡って無効とする。

- 3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者が、本市がパートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している他の地方公共団体へ転出する場合であって、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第6号。以下「継続使用申請書」という。)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証及び受領カードを使用することができる。

- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定により使用申請書の提出をした者に係る本人確認について準用する。

- 3 本市と協定を締結している地方公共団体から本市へ転入した者は、当該地方公共団体が交付した受領証及び受領カード(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。

- 4 第1項又は前項の規定により継続して受領証及び受領カードを使用している者が、第9条第1号、第2号又は第4号に該当した場合又は本市と協定を締結している地方公共団体以外の地方公共団体に転出した場合には、当該受領証及び受領カードを交付した地方公共団体に返還するものとする。

- 5 第1項の規定により継続して使用している受領証及び受領カードの再交付については第7条の規定を、宣誓における宣誓内容又は記載事項の変更については第8条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書について、受領証及び受領カードの返還された日以後5年間保存するものとする。

(情報の管理)

第14条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

- 2 市長は、宣誓者(第12条第3項に規定する転入した者を含む。)の個人情報については、本人の同意を得た場合に限り、本市の他部署へ情報提供することができる。

(庶務)

第15条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

（宛先）山鹿市長

年 月 日

私たちは、山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 4 条の規定に基づき、（☐パートナーシップ ・ ☐パートナーシップ及びファミリーシップ）にあることを誓い、署名します。

（宣誓者）

（宣誓者）

住所
フリガナ

住所
フリガナ

氏名

氏名

（通称_____）

（通称_____）

（生年月日： 年 月 日 生）

（生年月日： 年 月 日 生）

（代筆者）

（代筆者）

住所

住所

氏名

氏名

注）宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

※ファミリーシップにあることを誓う場合は、生計を同一とする未成年の子の氏名を記載することができます。

未成年者氏名 _____

注）15 歳以上の未成年者については、自署してください。

(裏)

私たちは、山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」をするに当たって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

氏名 _____
通称 (_____)

氏名 _____
通称 (_____)

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当する□にレ印をご記入ください。)
(関係性) 第2条 第3条第5号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人であること。また、パートナーシップにある者がその一方又は双方の未成年の子 (実子又は養子をいう。以下同じ。) と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育することを約したこと。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓当日において、双方が民法に規定する成年に達している。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。
(住所要件) 第3条第2号	①双方が本市に住所を有している。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。
	②一方が本市に住所を有し、又は一方が本市への転入を予定している。	☐ 左記に該当します。 (予定日 年 月 日 予定)
	③双方が本市に転入を予定している。	☐ 左記に該当します。 該当者名 () (予定日 年 月 日 予定) 該当者名 () (予定日 年 月 日 予定)
(独身要件等) 第3条第3号 第4号	双方に配偶者 (事実婚を含む) がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと、並びに近親者でないこと。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。
以下は受領証交付において必須の確認事項ではありませんが、事務手続上必要となりますので、ご理解いただける場合は同意欄の□にレ印をご記入ください。		
(個人情報) 第14条第2項	宣誓書受領証の提示等により利用できる又は利用できなくなる行政サービスや制度の担当部署に対して、宣誓書情報 (宣誓日・氏名・生年月日・返還日) の提供又は住基情報の確認がなされる場合があることに同意する。	☐ 左記に同意します。

事務処理欄

添付書類	☐ 住民票の写し (個人)	☐ 住民票の写し (個人)
	☐ 戸籍個人事項証明 (戸籍抄本)	☐ 戸籍個人事項証明 (戸籍抄本)
本人確認書類	個人番号カード・旅券・免許証 在留カード・その他 ()	個人番号カード・旅券・免許証 在留カード・その他 ()
ヒアリング	☐ 説明 / ☐ 署名	☐ 説明 / ☐ 署名
確認者		

様式第 2 号（第 7 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
(署名又は記名押印)

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードの再交付を申請します。

再交付を希望する書類	☐ 受領証 ☐ 受領カード
再交付を希望する理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他 ()

- 備考
- 1 各項目の該当する□にレ印を記入すること。
 - 2 紛失の場合を除き、受領証又は受領カードを添えて提出すること。

事務処理欄-----

本人確認書類	個人番号カード・旅券・免許証・在留カード・その他 ()
返却されたもの	☐ 受領証／ ☐ 受領カード
交付番号	☐ 交付番号 ()
再交付番号	☐ 再交付番号 ()
確認者	

様式第3号（第8条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所
氏 名
（署名又は記名押印）
電話番号

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第8条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容に変更があったことを届け出ます。

変 更 理 由	☐ ファミリーシップを解消したため		
	☐ 宣誓者に氏名の変更があったため	変更前	
		変更後	
	☐ 宣誓者に住所の変更があったため	変更前	
		変更後	

備考 各項目の該当する□にレ印を記入すること。

上記の変更により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードの再交付を申請します。

事務処理欄-----	
本人確認書類	個人番号カード・旅券・免許証・在留カード・その他（ ）
氏名変更確認書類	戸籍抄本・通称を証明する郵便物等
住所変更確認書類	

様式第 4 号（第 9 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

（宛先）山鹿市長

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 9 条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードを返還します。

住 所		住 所	
氏 名		氏 名	
生年月日	年 月 日 生	生年月日	年 月 日 生
電話番号		電話番号	
返還理由	☐ パートナーシップの解消 ☐ 宣誓者の死亡 ☐ 山鹿市外への転出（転出先： ） ☐ 第 3 条第 3 号に該当しなくなった ☐ その他（ ）		

備考 該当する□にレ印を記入すること。

事務処理欄

本人確認書類	個人番号カード・旅券・免許証 在留カード・その他（ ）	個人番号カード・旅券・免許証 在留カード・その他（ ）
返還されたもの	☐ 受領証／ ☐ 受領カード	☐ 受領証／ ☐ 受領カード
交付番号	☐ 交付番号 （ ）	
		確認者

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所
氏 名
申立人 (署名又は記名押印)
生年月日 年 月 日 生 (歳)
電話番号

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、下記の宣誓者に係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードから、私の氏名及び生年月日を削除するよう申し立てます。

記

宣誓者		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日 生	年 月 日 生

事務処理欄-----	
本人確認書類	個人番号カード・旅券・免許証・在留カード・その他 ()

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 1 2 条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードの継続使用を申請します。

なお、本申請書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る提出書類の写しを転出先地方公共団体へ提供することに同意します。

宣 誓 者	宣 誓 日	年 月 日		
	交 付 番 号	第 号		
	住 所	(転出元)	住 所	(転出元)
		(転出先)		(転出先)
	氏 名		氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生	生 年 月 日	年 月 日 生
	電 話 番 号		電 話 番 号	
	転出予定日	年 月 日	転出予定日	年 月 日

事務処理欄-----

本人確認書類	個人番号カード・旅券・免許証 在留カード・その他（ ）	個人番号カード・旅券・免許証 在留カード・その他（ ）
添付書類	☐ 受領証の写し	☐ 受領証の写し
交付番号	☐ 交付番号 （ ）	
		確認者